宅サービス等基準」という。）」を「指定居宅サービス等基準」に改め、「（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第八条第二項を次のように改める。

2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第一号に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

一　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

二　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等

第八条第三項中「利用者に対しては、当該」を「指定夜間対応型訪問介護事業者は、」に、「通報できる」を「通報できるよう、利用者に対し、通信のための」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

第八条に次の一項を加える。

4　指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第三条の六に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九条から第二十二条までを削り、第二十三条を第九条とし、第二十四条を第十条とし、第二十五条第二項中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改め、同条を第十一条とし、第二十六条及び第二十七条を削り、第二十八条を第十三条とし、第三十条を第十四条とし、第三十一条第二項中「同項に規定する」を削り、同条第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第三条の三十第二項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市町村長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

第三十一条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地域との連携等）

第十六条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第三十二条から第三十九条までを削り、第四十条第二項第二号中「第二十条第二項」を「次条において準用する第三条の十八第二項」に改め、同項第三号中「第二十七条」を「次条において準用する第三条の二十六」に改め、同項第四号中「第三十七条第二項」を「次条において準用する第三条の三十六第二項」に改め、同項第五号中「第三十八条第二項」を「次条において準用する第三条の三十八第二項」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第十八条　第三条の七から第三条の二十まで、第三条の二十五、第三条の二十六、第三条の三十一から第三条の三十六まで、第三条の三十八及び第三条の三十九の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項、第三条の十七、第三条の三十一及び第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第三条の十二中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第三条の二十五中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

第十八条の次に次のように加える。

第十九条から第四十条まで　削除

第四十二条第一項各号列記以外の部分中「同じ。）の事業を行う者及び」を「同じ。）の事業を行う者及び」に改め、同項第一号中「単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる生活相談員が」を「提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員が」を「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が」に改め、同項第二号中「提供時間帯を通じて専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が」を「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が」に改め、同条第五項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第二号の看護職員又は介護職員を、常時一人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

3　第一項第二号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

第四十五条第一項中「（第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条、第六十三条第六項第一号、第六十四条第二項及び第六十五条において同じ。）」、「（第百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第二十三条第六項第二号において同じ。）」及び「（第百三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第六十三条第六項第三号において同じ。）」を削る。

第四十六条第二項を次のように改める。

2　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第六十三条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。